

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

春先に多発! 新聞の契約トラブル に気を付けて!



事例

自宅に新聞の勧誘員が来訪し、最初はいらないと断ったが、景品をもらって、2年後から半年間の契約を結んだ。そのことを忘れていたら今月から配達が始まったが、やはり読まないため、店舗に解約の連絡をしたところ、もう解約できないと言われた。



- 数年先からの契約などは、その場で決めず契約前によく考えましょう。
- 契約から8日間はクーリング・オフができます。

◆新聞の契約に関する相談は、引っ越しの時期である春に多く寄せられています。数年単位の契約になる場合、景品などを見てその場で決めず、よく考えてから契約しましょう。また、契約をしても、契約書を受け取って8日以内なら、クーリング・オフをすることができます。



◆長期の契約などで契約期間が残っている場合、一方的に解約することはできないので、事業者との話し合いで解決していくことになります。業界団体の「新聞購読契約に関するガイドライン」では、病気や入院、死亡、転居など、新聞が読めなくなったような場合は解約に応じなければならない、と定めています。

◆ガイドラインでは景品についても定めており、購読料の6か月分の8%以内としています。これを超える景品を提供した場合も、解約に応じるべきとしています。

◆困った時は、消費生活相談窓口へご相談ください。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

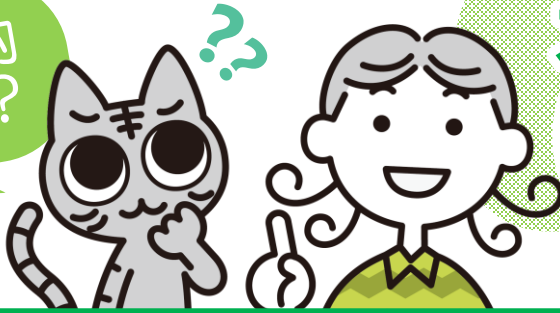
消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

その契約
大丈夫？



不安や疑問
はすぐ相談！

消費生活相談窓口のご案内

消費生活相談窓口は、事業者との商品やサービスの契約トラブル等に関する相談窓口です。

- 資格を持つ消費生活相談員が、お困りになっている状況をお聞きし、トラブルの解決に向けた助言、あっせん、情報提供、より適切な相談機関の紹介などを行っています。
- 県が設置する消費生活相談窓口「かながわ中央消費生活センター」のほか、お住まいの地域にも消費生活相談窓口は設置されています。
- 身近な相談窓口の電話番号が分からない場合には、消費者ホットライン「188(イヤヤ!)」をご利用ください。
- 消費生活課のホームページで詳細をご確認いただけます。
- ホームページ : <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0207/>
Facebook (かながわの消費生活) : <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>



知っておきたい 消費生活のキーワード



新聞購読契約に関する ガイドライン



- ・日本新聞協会・販売委員会は、訪問販売に伴うトラブルを防ぐため、自主規制ルールとして『新聞購読契約に関するガイドライン』を設けています。解約に応じるべき事由として、「上限を超える景品の提供」「認知症など判断力の不足した状態で契約したとき」「購読者の死亡、購読が困難な病気・入院・転居等」などを定めています。

新聞公正取引協議会・日本新聞協会販売委員会ホームページ
<http://www.nftc.jp/rules.html>

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しよう